

令和3年5月31日

佐渡市 文化財指定書交付式を行います

令和3年4月に「秋津の菅笠製作技術」が市の無形民俗文化財に指定され、「秋津菅笠技術保存会」が文化財の保持団体として認定されました。

つきましては、下記日程において指定書交付式を実施いたします。

記

1 日時・会場

令和3年6月7日(月) 10:00～11:00

両津支所 2階 第3会議室 (佐渡市両津湊 198)

2 主な出席者

[秋津菅笠保存会]

会 長 池田雄彦 (いけだ たけひこ) 氏

[佐渡市]

教育長 新発田 靖

3 内容

- ・ 指定書交付式
- ・ 記念撮影
- ・ 取材対応

4 取材について

- ・ 交付式終了後、池田雄彦会長および新発田教育長が取材に応じます。
- ・ 当日は、9時55分までに会場にて受付をしてください。
- ・ 取材を希望される社は、事前に参加社を把握したいので、6月4日(金)15時までに市世界遺産推進課文化財室(担当:市橋)へご連絡ください。

5 その他

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況によって、中止・延期する場合があります。



佐渡を世界遺産に

【本件についてのお問合せ先】

佐渡市世界遺産推進課 文化財室 文化財保護係

学芸員 市橋 弥生

電話:0259-63-3195